◆不動産の公売に参加する場合

不動産の公売に参加される方は、入札開始日までに「暴力団員等に該当しない旨の陳述書」の提出が必要です。

陳述書の提出についての詳細、注意事項および陳述書の様式は、熊谷市ホームページに掲載しておりますのでご確認ください（下記のURLから確認することができます。）。

入札開始日までに陳述書の提出がない場合や陳述書に不備がある場合、申込手続きが完了せず入札に参加できませんのでご注意ください。

暴力団員等に該当しない旨の陳述書の提出

「暴力団員等に該当しない旨の陳述書」を以下のページより印刷・記入のうえ、熊谷市（下記送付先）にご提出ください。

（URL） https://www.city.kumagaya.lg.jp/about/kobai/hudousankoubai.html
熊谷市HP⇒トップページ⇒市政情報⇒公売⇒「不動産公売等における暴力団員等の買受け防止措置」の創設について

（送付先） 〒360-8601 埼玉県熊谷市宮町二丁目47番地1
熊谷市役所総務部納税課 公売担当あて
簡易書留郵便にて、入札開始日までに熊谷市が確認できるように送付してください。

●農地（市街化区域内）を含む不動産の公売に参加する場合

公売財産に農地が含まれる場合、熊谷市農業委員会が交付する買受適格者証明書の提出が必要です。入札開始の2開庁日前（土曜開庁を除く）までに、原本を納税課に提出してください。

買受適格者証明書の提出がない場合、申込手続きが完了せず入札に参加できませんのでご注意ください。

落札者は農地法第5条届出書および関係書類の提出が必要です。代金納付期限日までに、農業委員会へ提出してください。

農業委員会への書類の提出から受け取りまで5日程度かかります。詳しくは農業委員会にお問い合わせください。

※市街化調整区域内の農地については扱いが異なりますので、ご注意ください。

お問い合わせ先：熊谷市農業委員会事務局（妻沼庁舎） 048－588－9985